

新（改正後）

（別紙4）

農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること  
1～3 （略）

旧（改正前）

（別紙4）

農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること  
1 農業経営の規模  
(1) 申請された経営改善計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を上回った場合は、適切なものとして取り扱います。

(2) 経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができます。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、農用地利用集積の加速的推進について（平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知）を参照して下さい。

(3) 申請された経営改善計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持つて農業経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達するこことが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(4) 認定申請者が農畜産物の生産のみならず、加工・販売や6次産業化等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。  
なお、目指すべき所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上

で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

2 生産方式

基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合には、適切なものとして取り扱います。

基本構想で設定されていない生産方式、例えば有機農業を取り入れている場合には、近隣の同種の農業経営の実態や認定申請者のこれまでの実績等も踏まえ、技術体系が確立されているか、流通・販売の方法が確立されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断し、認定するものとします。

3 経営管理の方法及び農業従事の態様

基本構想で示した指標は定性的なもののが中心となるため、適切に経営指標に基づく自己チェックを行っているかなど、認定申請者の経営改善意欲の多寡を判断基準としてください。

4 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) 経営改善計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる從事者の年間労働時間については、認定申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから、認定申請者が記載した目標そのものを判断基準とせず、経営改善に向けた取組が行われている又は行われる見込みがあるか、基本構想に掲げる目標とすべき所得水準を実現し得るかなどを判断基準としてください。

また、年間労働時間については、その短縮だけを目指すではなく、労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点で判断することも重要です。

(2) 基本構想の経営の指標に定められていないような管農類型の経営であっても、都道府県外の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ、認定するものとします。

(3) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落管農は認定農業者となることはできません。

4 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) ~ (4) (略)

ただし、法人化を目指す農業生産組織等が法人化の計画を含んだ農業経営改善計画を提出し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合には、これを認定対象とすることができます。

(4) 農業者が集落首長として構成員として参加し、権原を有する農地の全てを

- ① 当該農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落當農業計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に關わり、

② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、当該農業者個人が農業經營を行つてゐる状況にあると捉えられます。

(5) 申請者が法人の場合にあつては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるようないか否かを判断するものとします。

(6) 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1(3)の規定により、認定申請者者が意欲を持つて経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取り組みを継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(7) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請について

は、

- ① 申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。
- ② 将来的に経営を円滑に後継者へ継承するため、経営の一部を後継者に任せると等の理由による場合であれば、経営規模を縮小する場合でも、基本構想の水準を上回っていることを前提として、基本構想

(5) 申請者が法人の場合にあつては、法人の構成員で、かつ、法人の主たる從事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

(6) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請について  
は、申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目的  
として、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一  
層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切で  
あると判断するものとします。

(6) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者から申請についでは、申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目的として、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

に照らして適切であると判断するものとします。

第2 (略)

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること  
認定申請者が作成する経営改善計画は、地域における農用地の効率的か  
つ総合的な利用を図るために適切なものである必要があります。当該認定  
基準に該当すると認められるとして、例えば、地域でブロックローテ  
ーションに取り組んでいる際にこれに参加しないなど、農業経営に供され  
る農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていな  
い場合があります。

第3 (略)

その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。  
1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること  
2 経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、經營  
規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力  
の確保の実現性等とともに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこ  
ととしてください。

2 経営改善計画に関連事業者等が農業生産法人に出資をする計画が含まれ  
る場合  
農業生産法人の経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行  
う個人又は農業生産法人を除きます。）からの出資が含まれる場合、農業  
生産法人の農業経営の安定性を確保するため、次に掲げる事項の全てを満  
たすことが必要です。  
(1) 当該出資が農業生産法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれ  
がないこと

(2) 当該関連事業者等が有することとなる議決権は、当該関連事業者等以  
外の農地法第2条第3項第2号チに掲げる者の議決権も含め、全体の2  
分の1以上とならないこと  
なお、(1)の審査に当たっては、関連事業者等が法人である場合には、  
当該法人の定款又は寄附行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し、財務  
諸表その他市町村において必要と認めた資料の提供を求め、当該法人の事  
業の内容や財務状況の健全性等について審査する必要があります。

第4 その他  
1 (略)

第4 その他

1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべき所得水準、労働時間等、認定に当たつての判断の基準となる全ての指標を、その府舎で閲覧に供し、又は市町村広報や市町村ホームページに掲載する等適切な方法により公開してください。

2 農業経営改善計画の達成が確実と見込まれ、かつ、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達するところが見込まれるにもかかわらず、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用は適切な運用を行ってください。  
また、現在の経営規模や年齢基準等の市町村独自の基準は、当該基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用には控えてください。

3 中山間地域等における経営改善計画の認定に当たつては、当該地域の自然的経済的社会的条件や担い手の数等を十分勘案して適切な運用を行うことが重要です。

4 (略)

2 農業経営改善計画の達成が確実と見込まれ、かつ、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれるにもかかわらず、年齢基準等の市町村独自の基準を満たさない者は一切認定しないなどの画一的な運用は適切さを欠くことから、このような画一的な運用は速やかに廃止し、適切な運用を行ってください。

3 市町村は、経営改善計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行つた場合は、当該認定又は取消しの年月日及び当該計画の内容について農業委員会に通知するなど、農業委員会において農業生産法人の要件適合性を確保するための事務を行う上で必要となる情報をお渡しする必要があります。

(新設)



次に掲げる事項に留意してください。  
(1)～(3) (略)

(2) 基本構想の指標に定められないような営農類型の経営であります。認定するも、都道府県外の類似のとします。

(3) 認定新規就農者等は認定新規就農者等の個人経営者であり、法人格を有しません。

(4) 申請者が法人の構成員で、かつ、法人の主たる從事者と同一の農畜産物の加工・販売の取組等が目標とする農業所の水準と比較して、上記の如きが該するものと判断する場合は、法に掲げる農業生産者等の水準とすべき農業所の標準とみなす。

(5) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請當業者等を向いて、農業経営について、農業指導として判断する所を得てあることからして適切である。

その他の第4

(4) 申請者が法人の構成員であることを証明する水準以上の目標達成度をもつて、法人の主たる農業活動の運営に貢献する水準の農業者と同一の取扱いとする水準の加工・販売の取組等が掲げられています。

(略)

寫2～第4 (略)

- 1 市町村は、認定審査の透明性を確保する観点から、基本構想に定める目標とすべての基準との判断の基準となる等の指標を、そのホームページに掲載する等適切な方法により公開してください。
- 2 市町村は、青年等就農計画の認定及びその変更の認定や認定の取消しを行つた場合は、当該認定又は取消しがの年月日及び当該計画の内容について農業委員会等関係者に情報を提供してください。

写

26 経営第2029号  
平成26年11月14日

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長 殿  
北海道農政事務所長

農林水産省経営局長

### 平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）に基づき、平成27年度以降のゲタ・ナラシ対策の対象となる集落営農については、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

また、このことについて、貴職から管内の都道府県知事及び都道府県農業再生協議会会长並びに地域センター長に通知願います。（※下線部は内閣府沖縄総合事務局長宛では市町村長及び地域農業再生協議会会长）併せて、貴職から地域センター長に対し、管内の市町村長及び地域農業再生協議会会长に周知いただくよう通知願います。  
(※下線部は内閣府沖縄総合事務局長宛では削除)

### 記

#### 第1 基本的考え方

##### 1 従来のゲタ・ナラシ対策の対象となる集落営農の要件

これまで、ゲタ・ナラシ対策の対象となる集落営農は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③法人化計画の作成、④地域における農地利用の集積及び⑤主たる従事者の所得目標の設定という5要件を満たす集落営農であって、一定の経営規模を有するものとしてきたところです。

##### 2 今般の見直し後の要件

本年の通常国会において、担い手経営安定法が改正され、集落営農については、規模要件は設けないこととされました。

また、集落営農の経営を維持し、発展させていくためには法人化が不可欠ですが、立地条件やリーダーの有無など、地域ごとに事情が異なっており、法人化計画を作成すれば多くの集落営農で法人化が実現する状況ではありません。

このため、集落営農の要件を見直し、今後は、組織の規約の作成及び対象作物の共同販売経理の実施の2要件を満たすものを、平成27年度以降のゲタ・ナラシ対策の対象とします。

今後は、集落営農自身の取組だけではなく、最も現場に近く集落営農を育成する立場にある市町村の指導等も考慮して、法人化や農地利用の集積については、市町村が判断することとします。

## 第2 組織の規約の作成及び共同販売経理の実施

平成27年度以降のゲタ・ナラシ対策の対象となる集落営農は、組織の規約の作成及び対象作物の共同販売経理の実施の2要件を満たすことが必要です。具体的な内容は、従来どおり、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）に定めるところによります。

## 第3 法人化及び農地利用の集積

### 1 基本的考え方

法人化及び農地利用の集積に関しては、担い手経営安定法において、集落営農については、「地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること」、「農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること」と定められていますが、今後は、集落営農ごとにみて、市町村が確実と判断すればこれらの要件を満たしているものとして取り扱うこととします。

### 2 市町村判断の例

法人化及び農地利用の集積についての市町村の判断の例としては、次のようなものが考えられます。

- (1) 人・農地プランその他市町村が作成する計画において、当該集落営農について、法人化や農地利用の集積を行う旨が定められているとともに、当該集落営農が法人化や農地利用の集積について具体的な取組を行うと市町村が認めるもの
- (2) 当該集落営農について、集落営農の規約や総会議決事項において、法人化及び農地利用の集積の方針が定められ、代表者や構成員が法人化及び農地利用の集積の意欲を十分有しているとともに、法人化や農地利用の集積について具体的な取組を行うと市町村が認めるもの
- (3) 上記のほか、市町村が、市町村における集落営農の育成方針、集落営農の代表者や構成員の意識、具体的に行われる取組内容などを総合的に勘案して、法人化や農地利用の集積について確実と市町村が判断するもの

## 第4 主たる従事者の所得目標

主たる従事者の所得目標の設定という要件は、担い手経営安定法に規定されておらず、平成27年度以降のゲタ・ナラシ対策の対象となる集落営農の要件から外します。

## 第5 ゲタ・ナラシ対策の対象となるための手続

集落営農がゲタ・ナラシ対策の対象となるための手続は、次のとおり予定しています。具体的な手續は改めて通知します。

- 1 集落営農は、平成27年4月以降に、法人化や農地利用の集積について確認できる書類を市町村に提出する。
- 2 市町村は、提出された書類の内容を確認し、当該集落営農が法人化や農地利用の集積を確実に行うことについての意見を、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄にあっては沖縄総合事務

- 局。以下「地域センター等」という。)に平成27年6月末までに提出する。
- 3 地域センター等は、法人化や農地利用の集積を確実に行うと市町村に判断された集落営農に対して、その旨を通知する。また、意見を提出した市町村に対しても、その結果を通知する。
  - 4 集落営農は、平成27年6月末までに、経営所得安定対策の加入申請に必要な書類を地域センター等又は地域農業再生協議会に提出する。

平成26年12月

## 平成27年産米における都道府県別の生産数量目標の設定方法等について

農林水産省生産局穀物課水田農業対策室

### 1 趣旨

昨年決定した農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、「定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況となるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」とこととされています。

このプランの方向性に即して着実に改革を進めていくためには、平成27年産以降の生産数量目標の設定等について工夫していくことが必要であることから、以下のような対応を行うこととします。

### 2 平成27年産米における都道府県別の生産数量目標の設定方法

平成27年産米における都道府県別の生産数量目標については、これまでと同様に、需給の安定が図られるよう、需要の見通しを基本に、毎年の需要減、豊作不作分等の最近の需給動向を踏まえて、適切な水準に全国の生産数量目標を設定した上で、これまでと同様の配分ルールにより設定することとしました。

### 3 米の直接支払交付金との関係

米の直接支払交付金については、下記のとおり、平成26年産と同様に取り扱うこととしていますので、今回の対応によって、生産数量目標と米の直接支払交付金との関係に変更が加わるものではありません。

#### (1) 交付対象者

主食用米の生産数量目標(面積換算値)に従って、販売目的で生産する販売農家・集落営農

#### (2) 単価

7,500円/10a

#### (3) 交付対象面積

主食用米の作付け面積から自家消費米相当分として一律10a控除して算定

#### 4. 平成27年産米における都道府県別の自主的取組参考値の設定

(1) 平成27年産米については、都道府県別の生産数量目標の設定に併せ、都道府県別の自主的取組参考値を設定し、提示することとしました。

※ これまでの生産数量目標の配分は、「単一値」を配分するものとなっていましたが、戦略的に主食用米や非主食用米の生産量を考えようとする機運が高まるようにする観点から、生産数量目標に併せて自主的取組参考値を提示することにより、いわば一定の「幅」での提示を行うこととしたものです。

(2) 平成27年産米における都道府県別の自主的取組参考値については、下記により設定することとしました。

① 仮にこれだけ生産すれば、生産の次年度の期末在庫数量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして「全国の自主的取組参考値」を設定することとしました。

② 「全国の生産数量目標」に対する「全国の自主的取組参考値」の割合により、都道府県別の生産数量目標(26年産と同様のルールにより設定)について、同じシェアで割振りを行うことにより、「都道府県別の自主的取組参考値」を設定することとしました。

(3) 自主的取組参考値の都道府県段階から市町村段階等への提供の方法(自主的取組参考値の提供に際し、国から提供された自主的取組参考値の生産数量目標に対する割合をどのように反映させるか等)については、主食用米の販売戦略、非主食用米への転換方針等を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定していただくものとしています。

なお、都道府県段階等から提供される自主的取組参考値の面積換算値の合計値については、国から提供された自主的取組参考値の面積換算値を下回ることとなつても差し支えないものとしています。

(4) 平成28年産以降の生産数量目標の設定等に際し、更なる工夫について検討していく必要があることを踏まえ、都道府県農業再生協議会等から、生産数量目標の提供の状況を国に報告していただく際等に、自主的取組参考値の提供の状況についても併せて報告していただくこととしました。

※ 平成30年産に向け、円滑に需要に応じた生産が行えるよう、各般の環境整備を進めていく一環の中で、この新たな仕組みについても最大限に有効活用していただくことが望ましいと考えています。

## 5 主食用米以外の拡大に向けた自主的な取組を促すための産地交付金の追加配分の実施

都道府県段階において主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、27年度概算決定に向けて、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対し、下記のとおり、産地交付金の追加配分による一定のインセンティブを新たに付与することを検討しています。

### (1) 追加配分単価

5,000円/10a

### (2) 交付対象面積

都道府県単位で生産数量目標の面積換算値(※)から主食用米作付面積を控除して算定

※ 都道府県間調整を行った場合は、当該都道府県間調整後の生産数量目標の面積換算値を適用。

### (3) 使途の設定方法

現行の産地交付金の追加配分の場合と同様に、都道府県がとりまとめ、国が承認する「水田フル活用ビジョン」において設定

## 6 平成28年産米における都道府県別の生産数量目標の設定等に際しての更なる工夫

平成28年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値については、平成27年産米における都道府県の生産数量目標及び自主的取組参考値のシェアを固定し、平成27年産米の生産実績にかかわらず、平成28年産米における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで按分することにより、設定することを基本としています。

※ シェアを固定して配分すれば、都道府県間調整等を行っても、次年度の配分に影響を与えないでの、県間調整による適地適作や自主的取組による飼料用米等への転換がこれまでに比べて一層促進されることになると考えています。

以 上